

## 6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

### 施策展開の方向性⑮

#### 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します

##### 【施策の必要性】

現在、日常生活における身体活動が減少していることを考えると、一人一人が主体的に運動に取り組むことの必要性は、これまで以上に高まっています。生涯にわたって運動に親しむためには、乳幼児期から青年期に至るまでの間に、基本的な生活習慣を身に付けるとともに、健康や体力を保持増進していくための基礎的な能力や態度を身に付けていくことが重要です。

そこで、東京都教育委員会は、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、現在の東京都の児童・生徒の体力・運動能力を、小学生は都道府県別の上位に、中学生・高校生は全国平均程度まで向上させることを目標としています。

また、児童・生徒が様々な運動への関心を高め、体験することは、フェアプレーやチームワークの精神、相手を思いやる心を育むとともに、体力の向上や健康づくりに自ら意欲的に取り組む態度を養うことにつながるなど、大きな意義があります。

さらに、運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、技能の向上や自己の記録に挑戦する中で、運動の楽しさや喜びを分かち合う活動であることから、体力の向上ばかりでなく、心身のバランスのとれた成長を図る上でも効果的な活動です。

#### 1 「アクティブプラン to 2020」の推進（指導部）

##### (1) 東京都統一体力テストの実施

都内公立学校の全児童・生徒を対象として全都的な調査を行い、体力・運動能力及び生活・運動習慣等の実態を把握・分析することにより、施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。また、これらの取組を通じて、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

6月を「体力テスト実施月間」とし、都内の全公立学校が、4・5月に体力テストの意義や目的、学校の体力・運動能力の実態と全体的傾向、児童・生徒一人一人による目標（値）の設定、各種目の実施方法等について確実に指導した上で体力テストを実施する。

##### (2) 東京都体育健康教育サミット（仮称）の開催

体力推進計画に係る諸事業の成果発表の場とするとともに、各地区や各学校の好事例等を全都に広げる機会とし、東京都全体の体育健康教育を推進する。

##### (3) コーディネーショントレーニングの地域拠点校による普及

脳と体幹を鍛えるコーディネーショントレーニングについて、実施校の一層の拡大に向けて、地域拠点校を定め、実践内容を地域に発信する。

##### (4) 地区における「国際的なスポーツ大会を契機とした体力向上」の指定

東京都では、令和元年にラグビーワールドカップ、令和3年に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される。これらの国際的なスポーツ大会を契機として、ス

## 6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

スポーツへの興味・関心を高め、より運動に親しむことで、「運動が苦手」「運動が嫌い」な児童・生徒をなくし、体力の向上を図る。

### (5) エンジョイ・スポーツ・プロジェクトモデル事業の実施

都立高等学校及び都立中等教育学校（後期課程）を対象として、専門的な知見を有する外部機関と連携し、生徒の多様なニーズに応える運動機会を設定するとともに、健康的な生活習慣の実践を通して、豊かなスポーツライフに向けた都立高校生の資質・能力を高める。

## 2 運動部活動の振興（指導部）

### (1) 部活動指導員の配置・活用

部活動指導員を配置し、都立学校及び公立中学校における教員の勤務負担軽減を図りながら、部活動の一層の充実を推進する。

### (2) スポーツ特別強化校

全国大会や関東大会への出場を目指す拠点となるスポーツ特別強化校を指定し、都立高校運動部活動の競技力の向上を一層推進する。

### (3) 地域部活動推進事業

スポーツ庁、文化庁の「令和3年度地域部活動推進事業」により委託された事業である。生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、休日の部活動の段階的な地域移行等の推進に関する実践研究を実施するとともに、研究成果を発信し、休日の地域部活動や、合理的で効率的な部活動の展開を図る。

## 3 特別支援学校における取組の充実（指導部）

### (1) 障害者スポーツを取り入れた体育的活動の充実

ア 児童・生徒が、生涯にわたってスポーツに親しむことができるようにするため、体育や行事等の体育的活動に多様な障害者スポーツを取り入れ、活動の充実を図る。

イ 児童・生徒が経験を広げるために、今まで行っていない新たな障害者スポーツ等を体育的活動に取り入れる。

ウ 各学校の児童・生徒の実態に応じて取り組めるようルールの変更や用具の調整・工夫などを行い、児童・生徒一人一人の活動を充実させ、楽しめるようにする。

### (2) 運動部活動の振興

都立特別支援学校の部活動に外部指導員を導入し、児童・生徒の個性や能力の伸長を図る。実施に当たっては、オンライン等を活用しながら活動方法を工夫する。

**施策展開の方向性⑯****健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します****【施策の必要性】**

児童・生徒の心身の調和のとれた発育・発達を図り、健やかな体をつくることは、「知」「徳」「体」のバランスの取れた人間を育成する上での基盤となります。体力向上に向けた取組を行うことに加え、児童・生徒が自分自身の健康に対する関心を高め、生涯にわたって、主体的に健康を保持・増進しようとする態度を養うことが必要です。

また、家庭に対し、乳幼児期からの健康教育の重要性を普及・啓発することにより、「早起き、早寝、朝ごはん」など基本的な生活習慣を児童・生徒が身に付けることは、健やかな体をつくる上で重要です。

**1 健康教育の推進（指導部・都立学校教育部・地域教育支援部）****(1) がん教育の推進**

国の「がん対策基本法」や「がん対策推進基本計画（第3期）」を踏まえ、令和4年度までに都内全ての公立中学校、高等学校、特別支援学校において、外部講師の活用により、がん教育を推進する。

**(2) 性に関する指導の充実**

学習指導要領に示された内容を全ての児童・生徒に確実に指導するとともに、性情報の氾濫等の現代的な課題を踏まえながら、保護者の理解を得て必要な指導を行っていくことが必要である。また、全ての教職員で共通認識を図り、児童・生徒が性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択を行うことができるよう、性教育を推進する。

**2 アレルギー疾患対策の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）****(1) ガイドライン等に基づいた体制整備の推進**

文部科学省監修による「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（令和元年度改訂）及び文部科学省発行の「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年）等に基づいた各学校での取組が円滑に進むよう、児童・生徒等のアレルギー疾患に対する教職員の理解と対応能力向上に取り組んできた。

平成24年12月に都内小学校で起きた事故を受け、再発防止のため、平成25年度以降、都教育委員会では同ガイドラインを補完するマニュアル等の作成・配布や、研修の対象者拡大及び実施回数増など、児童・生徒等のアレルギー事故予防と事故発生時の緊急対応の確立に向けた取組を強化している。

今後も引き続き、以下の点について重点的に区市町村教育委員会及び都立学校を支援・指導し、更なる体制の強化に向けて働き掛ける。

ア 「食物アレルギー対応委員会」の設置による組織的な対応の強化

イ 学校給食における食物アレルギー対応の役割分担の明確化

ウ 校内研修による実践対応力の向上

エ 緊急時（アナフィラキシー発症時等）における対応

**(2) アレルギー疾患対応研修の実施**

## 6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

平成 21 年度以降、教職員等を対象に、専門医を講師とした研修を実施しており、平成 25 年度からは、全ての養護教諭とアドレナリン自己注射薬を携帯する児童・生徒等の担任教諭、学校栄養職員等を対象として研修を実施している。平成 27 年度からは管理職を対象とした研修も開催している。令和 3 年度も研修を継続していくとともに、校内研修を推進する。

### 3 食育の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

#### (1) 学校における食育の推進

##### ア 食育を推進する体制の整備

学校における食育を推進させるため、食育推進チームの設置、食育リーダー等を中心とした校内体制の整備について、調査等を行い、促進する。

##### イ 栄養教諭の配置による食育の推進

##### (ア) 栄養教諭の配置拡大

平成 20 年度から、各地区に栄養教諭を計画的に配置している。さらに、平成 25 年度からは複数配置を行い、食育の推進を図っている。

栄養教諭は、配置地区内の各学校の食育リーダーを支援することで、地区全体の食育を推進する役割を担っている。食育リーダーへの指導・助言を充実し、教科等間の連携を図りながら「生きた教材」である学校給食を活用した食育を一層推進するため、栄養教諭の増加策を講じる。

##### (イ) 地場産物を活用した食育の実践

地域の自然や文化、地域の食に係る産業、自然環境の恵沢に対する児童・生徒の理解の増進を図るには、学校給食に地場産物を活用した食育が有効である。

栄養教諭は、配置地区で継続して地場産物を活用した食育の実践等を行い、地区全体の食育の充実を図る。

実践内容（例）

- ・地域生産者との連携
- ・地場産物を活用した学校給食のメニューの作成
- ・地場産物を活用した「食に関する指導の全体計画」の作成
- ・生産体験学習など地域に密着した食育の実践

##### ウ 学校給食における地産地消

農地のない都心部の学校においても、地場産物を活用した食育や地産地消を行えるようにするため、関係諸機関と連携を図り、学校給食において、島しょを含めた東京産の水産物や地場産野菜の活用を推進する。

**施策展開の方向性⑰****危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します****【施策の必要性】**

近年の自然災害の発生状況や交通事故、犯罪等の社会的な情勢は年々変化しています。特に、台風による大雨や強風、地震、豪雪などは国民の生活に甚大な被害を与えています。

こうした現状を踏まえ、各学校では、教科等で実践される安全教育の充実を図ることにより、日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自己や身近な他者の安全に配慮した行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにするなど、基礎的な資質・能力を全ての児童・生徒に育成していくことが不可欠です。

さらに、生涯を通じて安全な生活を送ろうとする態度とともに、児童・生徒は守られるべき対象であることにとどまらず、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献しようとする態度を養うことが重要です。

**1 安全教育の推進（指導部）**

## (1) 学校における安全教育の推進

## ア 「安全教育プログラム」の配布

児童・生徒が危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けられるよう学校における安全教育の推進を図る。そのため、「安全教育プログラム」を公立学校全ての教員に配布し、学校において生活安全・交通安全・災害安全の3領域をバランスよく指導する。

## イ 「安全教育推進校」の指定

効果的な安全教育を実践的に研究し、効果を普及させるため、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校11校を指定する。

また、指定校（園）が実践した取組を「安全教育プログラム」に掲載することにより、各学校での安全教育の推進を図る。

## ウ 「自転車安全運転指導推進校」の指定

高等学校等における自転車通学の生徒に対し、ヘルメット着用のルール化等、自転車の安全運転に関する取組を推進するため、高等学校5校を指定する。

また、その成果を高校学校等に普及するための情報共有及び意見交換等を行うため、「自転車安全運転指導推進協議会」を設置する。

## エ 関係機関と連携した安全教育の充実

東京消防庁、警視庁、東京管区气象台、各区市町村の防犯防災部局、各地域の自治会等の機関と連携し、安全教育の充実を図る。

**2 防災教育の推進（指導部）**

## (1) 「防災ノート～災害と安全～」の活用促進

ア 学校・家庭及び地域が一体となった防災教育の一層の充実を目的とし、防災教育教材「防

## 6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

「防災ノート～災害と安全～」を作成し、都内の公立、私立・国立の小学校・中学校・高等学校等に配布する。

### イ 「防災ノート～災害と安全～」の活用促進月間の設定

7月から9月までを「防災ノート～災害と安全～」活用促進月間として設定する。

### ウ 「親子防災体験」の実施

(ア) 都内公立小学校・義務教育学校（前期課程）・特別支援学校（小学部）の全学年で参加を希望する児童・保護者を対象

(イ) 親子で防災体験施設（防災館等）へ来場し、防災体験等をする「親子防災体験」を実施（防災体験施設に来場した親子には防災体験用品を配布）

(ウ) 児童が体験後、「防災ノート～災害と安全～」巻末ページに感想等を記入

(エ) 促進月間以外でも通年を通して、「親子防災体験」協力施設、区市町村が主催する総合防災訓練等で「親子防災体験」を実施

### エ 「防災標語コンクール」の実施

(ア) 都内公立中学校・中等教育学校（前期課程）・義務教育学校（後期課程）・特別支援学校（中学部）の第1学年の生徒を対象

(イ) 生徒が「防災ノート～災害と安全～」等を活用して標語を考え、「防災ノート～災害と安全～」に記入し各学校に提出

(ウ) 各学校で選考した優秀な作品1点について、推薦された生徒に表彰状を授与し、標語記載の「のぼり旗」を配布し校内に掲示

### オ 都立学校における「東京マイ・タイムライン」を活用した指導の実施

### カ 東京消防庁等と連携し、DXを見据えた防災教育の実施

## (2) 「防災士養成講座」の実施

令和3年度は「合同防災キャンプ」は休止とし、「合同防災キャンプ」で実施していた「防災士養成講座」のみ実施する。

高等学校等の生徒及び教員が、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する「防災士」の資格取得等を通して、奉仕の精神の涵養や、地域防災に積極的に関わろうとする態度を育み、防災リーダーとして活躍できる人材を育成する。令和3年度は都立高等学校の生徒80名程度、都立高等学校の教員20名程度を募集する。

## (3) 都立高等学校等における「地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練」

地域との連携の強化や様々な災害を想定した防災教育の更なる充実を図り、生徒が自然災害から身を守り被災しても乗り切る能力や、他者及び地域の安全を支える能力を身に付けることを目的に、都立高等学校等において地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練を実施する。

### ア 地域と連携した防災訓練

地域と共に初期消火訓練の実施や防災講話の聴講、東京マイ・タイムラインを活用した取組等、地域と連携した防災訓練を実施する。訓練の実施に際しては、消防署、警察署、自衛隊、日本赤十字社、水道局、学校が所在する自治体の防災担当課、町内会や地元消防団等と連携し、より体験的・実践的な内容を行う。

### イ 避難所設営・運営訓練

学校が所在する自治体の防災担当課から助言を受けながら、避難者の受付や誘導等、避難所設営・運営の補助体験をする避難所設営・運営訓練を実施する。また、その中で

備蓄食料の炊き出しや喫食体験等を実施する。避難所設営・運営訓練では、避難所のみならず、学校が東京都帰宅困難者対策条例に基づき「一時滞在施設」や「災害時帰宅支援ステーション」が開設された場合も想定した内容を行う。

### 3 特別支援学校における安全教育の推進（指導部）

#### (1) 全都立特別支援学校での宿泊防災訓練の実施

首都直下型地震等の大規模災害が発生した際の、長期にわたる避難所の運営及び校内での児童・生徒の安定した生活の確保と教職員の危機管理体制を点検することを目的として、都立特別支援学校全校で一泊二日の宿泊防災訓練を行う。なお、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、宿泊を伴わない形態で実施する。また、「防災ノート～災害と安全～」を活用して、参加した児童・生徒の防災意識の向上を図る。

ア 児童・生徒は、障害の状態に応じて、防災学習、備蓄品の利用体験、応急救護訓練などを通じて避難所生活を体験する。

イ 教職員は、学校の規模や地域の実情に応じて、指揮命令系統の点検、保護者との連携体制の点検、地域と連携した避難所設営訓練などを行う。

ウ 事業の検証

(ア) 各学校の訓練を地域の消防署、自治会、障害者団体等に公開し、評価を得る。

(イ) 宿泊防災訓練の実施結果を集約し、都立特別支援学校全体で共有する。

#### (2) 安全な通学に向けたGPS機能の活用

モデル事業の成果をまとめたリーフレットを活用し、保護者等への理解・啓発を促す。